

# 新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている 皆さまに対する支援について



## 個人・世帯向けの主な支援

### 給付

全ての皆さまに	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人に対し、 <b>1人当たり10万円</b> を給付します。
子育て世帯に	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 <b>対象児童1人当たり1万円</b> を支給します。

お住まいの市町村または  
総務省コールセンター  
TEL 0120-260020

お住まいの市町村

### 貸付

生活資金に不安がある	緊急小口資金 (主に休業された人向け)	貸付額 <b>20万円以内</b> 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内
	総合支援資金 (主に失業された人向け)	貸付額 単身世帯 <b>月15万円以内</b> 複数世帯 <b>月20万円以内</b> 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内

お住まいの市町村の  
社会福祉協議会

### 猶予

納税が難しい	県税の納税猶予	担保の提供や延滞金の支払いをせずに、1年間県税の納税の猶予を受けることができる場合があります。
国民健康保険料などが払えない	国民健康保険料などの減免	一定程度収入が下がった場合、保険料(税)の減免を受けられることがあります。
国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予が適用できる場合があります。
公共料金が払えない	公共料金などの支払猶予	上下水道、電気、ガス、通信費など、支払いの猶予が受けられる場合があります。
県貸付金の返済ができない	県貸付金の支払猶予	個々の状況に応じて、支払猶予などが可能となる場合があります。

各県税事務所

お住まいの市町村(組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)

お住まいの市町村またはお近くの年金事務所

各電気・ガス・水道・通信事業者

各貸付金担当課

### 住まい

家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。
家賃が払えない(県営住宅の人)	支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の <b>1/4から3/4を減額</b> 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。
解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2

お住まいの市町村の  
自立相談支援機関

福岡県住宅供給公社の  
各管理事務所

※5月8日時点の情報に基づき作成しています。詳しくは各問い合わせ先まで。